

南あわじ市 農業委員会だより

～かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業を作る「かけ橋」～



第23号

令和8年1月発行

編集・発行 南あわじ市農業委員会

南あわじ市市善光寺22番地1

TEL (0799) 43-5236

FAX (0799) 43-5336



農地パトロール報告の様子：班ごとに現地確認した農地の管理状況や転用許可後の現状を報告

新年あけましておめでとうございます。
南あわじ市も市制後、20年が経過し、7期目の農業委員、農地利用最適化推進委員の任期も残り7カ月となりました。今一度、市民の方々に農業委員、農地利用最適化推進委員の活動業務を知って戴きたく紹介します。

まず、年間を通じて農地の管理（耕起・除草）がされているか担当地域の見回りを行っています。8月には①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握、③違反転用の発生防止・早期発見を重点として農地パトロールを実施し、9月にかけて農地の利用状況調査を行い、その後遊休農地と判定した農地の所有者等に対して、農地の利用意向調査を行い、対応しています。

月間では、定期的な会議として、毎月14日に農業委員、農地利用最適化推進委員が全員参加する地区協議会、毎月20日に農業委員が出席する定期総会を開催し、申請（農地法第3条、4条、5条、非農地証明等）の内容を確認し、許可等を行っています。

農業における問題点としては、農家後継者問題、農産物の価格不安定、有害鳥獣による被害拡大、物価高（農業機械・資材高騰）で農業経営を取巻く環境は年々厳しさを増していますが農業委員会では、「**農地を守る**」を合言葉に活動してまいります。
「**食の安全**」は農地を守ることからキーワードと考えます。

最後になりましたが、皆様がご健康で、ご多幸に本年をお過ごしになりますようご祈念申し上げます。新年のごあいさついたします。



南あわじ市農業委員会

会長 宇山 昭彦
うやま しょうげん

新年のごあいさつ



視察研修を受け入れました

令和7年7月23日、タブレットを活用した農地確認を実施している先進地として、奈良県大和郡山市農業委員会の視察を受けました。タブレットを使つての農地確認等を実施するタブレットや農地パトロール等の遊休農地解消活動について、お互いに意見交換をしました。

今回、意見交換した内容を遊休農地発生の防止、解消につなげていきたいと思っています。



視察研修に行ってきました

令和7年11月18日に新規就農の先進地である静岡県浜松市農業委員会へ、19日に滋賀県野洲市の農業生産法人株式会社グリーンちゅうずへ視察研修に行ってきました。



浜松市では、農業に携わる人の増加を図るために楽しみながら農業をする「農ライフ」を掲げ、家庭菜園から始まる農業から農業関係人口の増加を図っています。

また、新規就農支援として、就農相談員を配置し、行政からの技術指導や補助制度等の説明、JAとの橋渡し役として支援を行い、

就農後にも継続的なフォローアップをし、着実に新規就農の増加が図られていました。

滋賀県野洲市の「農業生産法人 株式会社グリーンちゅうず」は「たのしく・ためになり・たまる企業を目指して」を企業理念とする法人で、高齢化等により、農業経営継続がしづらくなった農家から農地を借受け、260haの農地で水稲、麦、大豆、パンパスグラスを生産していました。

研修で学んだことを南あわじ市の農業における新規就農支援や農業法人への農地集積の活動に活かしたいと思っています。

農地パトロールを実施しました

農地パトロールは、遊休農地の実態把握と発生防止等を目的としており、市内の全農地（7万筆）について実施しているものです。

令和7年度は、守本憲弘市長も参加して、8月26日に農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局職員が12班体制で農地パトロールを実施しました。

農地の位置や所有者の確認にタブレット端末も用いて、現地を確認しました。調査した農地の中には長い間耕作されずに遊休農地となっているものや、許可なく農地以外に転用されているものが確認されました。

この調査において遊休農地と判断された農地所有者に対して利用意向調査票を送付しましたので、回答期限までに返送のご協力をお願いいたします。意向が示されず、耕作を行わないなど、遊休農地を放置している場合には、固定資産税の課税が強化される場合があります。

所有農地の適切な管理をお願いいたします。

全国農業新聞の購読を！

農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業専門紙で農業・農村・農政の動きをタイムリーにお届けします。知っておきたい経営や流通情報も満載で農業者及び就農意向をお持ちの方・企業必読の新聞です。

お申込みは農業委員会事務局まで。



- ▶ 毎週金曜日発行
- ▶ 月額700円（税込）
令和8年4月からは
月額900円（税込）
- ▶ 申込みは農業委員会事務局まで

申請締切日が変更になります！

令和8年4月から申請書の締切日が変わります。（4月申請締切日は令和8年3月31日になります）

現行 毎月5日
変更後 前月末日
（土日祝日の場合は、翌開庁日）

申請内容確認の正確性向上や申請者による修正期間確保のために変更するものです。ご理解・ご協力のほどよろしくお願いたします。※令和8年3月申請締切日は現行のとおり3月5日です。

農業委員会委員・農地利用最適化推進委員を募集します

募集人数	農業委員会委員 19名 農地最適化推進委員 35名
募集期間	令和8年3月13日(金)～令和8年4月13日(月)
委員の任期	令和8年8月1日～令和11年7月31日
委員区分	職務内容
農業委員会委員	・農地法に基づく許可業務 (毎月の地区協議会及び定例会への出席、現地調査等) ・農地利用の最適化推進業務 (担い手への農地集積・集約化の推進活動、耕作放棄地の発生防止・解消の推進活動、農業への新規参入の促進支援活動等) ・地域計画達成に向けた「目標地図」作成の支援 ・農地利用最適化推進委員との連携 等
農地利用最適化推進委員	・農地利用の最適化推進業務 ・農地利用最適化推進についての意見(毎月1回地区協議会への出席) ・地域計画達成に向けた「目標地図」作成の支援 ・農業委員会委員と連携しての許可業務を補佐すること 等
資格要件	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。 1. 破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者 2. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 3. 南あわじ市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同3条に規定する暴力団密接関係者 4. 法令等上、兼務が禁止されている職についている者

※委員募集についての詳細は南あわじ市のホームページをご覧ください。

農地の貸し借りの手続きについて 【農地中間管理事業による貸借】

貸出期間について

原則、**10年以上**です。※10年未満の貸借の場合は、「**3年**」または「**5年**」の設定が可能です。契約は途中解約も可能です。

期間借地(表作のみ、裏作のみ)について

令和7年4月より期間借地の設定が可能となっています。

「期間借地同意書」の提出が必要です。

※たとえば、中間管理事業で裏作のみの貸借をする場合、表作は所有者本人が中間管理事業を利用して、貸借することになります。

農地中間管理事業の手続きについては南あわじ市農林振興課 ☎0799-43-5223へお問い合わせください。

賃借料情報

令和6年11月から令和7年10月までに締結された賃貸借契約における賃借料水準。ただし、利用権設定は制度変更により令和7年3月末まで（10a当たり）
※農地の条件を勘案し、当事者間で十分協議してください

事業	区分	平均額	最高額	最低額	筆数
利用権設定	表裏作	9,600 円	22,600 円	1,000 円	431
	表作のみ	2,000 円	2,000 円	2,000 円	1
	裏作のみ	9,900 円	16,000 円	3,000 円	120
中間管理	表裏作	13,700 円	50,000 円	200 円	149
	表作のみ	—	—	—	—
	裏作のみ	9,700 円	10,000 円	5,000 円	16

1 金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
2 使用貸借（無料）及び物納（米、玄米ほか）は含みません。

〈その他の契約情報〉

区分	事業	筆数	備考
使用貸借等	利用権設定	644	使用貸借（無償のほか、水利費負担、代掻き負担など）
	中間管理	225	
物納（米、玄米）	利用権設定	50	平均（水準）62kg/10a

〈契約期間〉

平均設定期間	9 年 1 ヶ月	全ての利用権設定期間の平均。 但し、更新の場合、前契約期間は含みません。
	9 年 6 ヶ月	全ての中間管理事業の平均。 但し、更新の場合、前契約期間は含みません。



農業者年金に加入しましょう

農業者なら誰でも入れる 「終身年金」

次の要件を満たす方なら、どなたでも加入できます。

- ①年間60日以上農業に従事
- ②国民年金の第1号被保険者
（保険料納付免除者は除く）
- ③65歳未満（60歳以上は国民年金任意加入者）

農業者年金加入手続きは、南あわじ市農業委員会事務局
またはお近くの J A で

